

平戸市監査公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

令和6年2月29日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象
社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

第2 監査の期間
令和5年11月17日

第3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

(2) 監査の対象とした事項

令和3年度及び令和4年度事業のうち、平戸市からの補助金や委託料及び指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行状況について

第4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 契約等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

(4) 公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

【意見】

1. 福祉避難所運営について

常勤職員が時間外勤務で避難所業務に当たっているが、契約内容では、1職員1日当たりの業務委託料が15,000円を上限としており、委託料を超える人件費を当協議会が負担していることから、見直しについて市と協議されたい。

また、報告様式において開所・閉所時間の記述欄がないため、実績がわかりにくいことから様式の改正について市と調整されたい。

2. 文書編てつ及び文書決裁について

平戸市社会福祉協議会文書編さん保存規程第7条において、文書の編てつ方法を規定しているが、簿冊に保存区分が記されておらず、また、文書が事業ごとに簿冊分類されていないので、規程に基づいた簿冊管理及び文書編てつに努められたい。

また、起案文書決裁や収受文書供覧などを行っていないものが見受けられたので、規程に基づき正確な事務処理に努められたい。